

氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金Q & A

| No. | 内 容 | 質 問 | 回 答 |
|-----|-------------|--|--|
| 1 | 支援金について | 今回の支援金の趣旨を教えてください。 | コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響に直面する高齢者施設等に対し、事業の安定的な運営の支援を目的に緊急的な支援として、支援金の支給を行なうもので、熊本県が実施する物価高騰対策支援金事業に合わせ、本町でも実施します。 県の支援金に関する詳細は、熊本県ホームページをご確認ください。 |
| 2 | 問い合わせ先について | 今回の支援金については、問い合わせ先はどこになりますか。 | 氷川町の支援金に関すること：氷川町福祉課介護保険係 0965-52-5852 なお、本町における支援対策施設の考え方は基本的に熊本県と同じです。所管する事業所が対象となるかどうか不明な場合は、まずは「対象事業所の例示」をご確認ください。 |
| 3 | 対象について | 令和5年1月1日から9月30日までの間に廃止した施設・事業所等の場合、今回の支援金を申請することができますか。 | 令和5年9月30日時点で廃止されている施設・事業所等は、今回の支援金の対象外です。 |
| 4 | 対象について | 現在休止中の事業所ですが、対象となりますか。 | 現在休止中の事業所であっても、令和5年1月1日から9月30日までの間に運営していた期間を有するとともに、支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分(消費税及び地方消費税相当額を除く)があり、かつ今後の事業継続の意思がある場合は、申請可能です。 申請時点で事業所の廃止を届け出ているか、又は具体的に廃止予定時期が定まっている事業所は、対象となりません。 |
| 5 | 対象について | 対象経費の「令和5年1月1日から9月30日までの間に交付対象者が支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分」とはいつと比較して増加した分ですか。 | 「令和3年1月1日から9月30日」までの費用と「令和5年1月1日～9月30日」までの費用を比較して、光熱費等の対象経費が増加している場合は対象となります。 |
| 6 | 申請について | 申請方法はどのようにすればいいですか。 | 町ホームページに申請書データを掲載します。データをダウンロードし、記入例を参考に作成してください。 申請書は郵送又は持参で提出してください。 |
| 7 | 申請について | 従たる営業所(支社・支店・営業所)からでも申請はできますか。 | できません。 申請は主たる営業所(本社・本店)から行い、従たる営業所や事業所の口座への振り込みを希望される場合は、申請書に加え、委任状を提出してください。 |
| 8 | 申請について | 申請書原本や代表者の印鑑が必要なのですか。 | 今回の申請書は請求書を兼ねているため、代表者がある申請書の原本が必要で |
| 9 | 申請について | 申請者と異なる名義の口座を振込先に指定することができますか。 | できます。 その場合、申請書原本と合わせて、委任状を提出してください。 |
| 10 | 申請について | 添付資料はどのようなものが必要ですか。 | 申請書原本の裏面に振込口座が分かる通帳の写しを張り付けてください。 なお、令和5年1月1日から9月30日までの間に支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分(消費税及び地方消費税相当額を除く)がある事を証する資料については、今回提出を求めませんが、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間は、施設・事業所等において適切に整備保管するとともに、本町から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。 |
| 11 | 申請後の手続きについて | 申請後、どのような手続きが必要ですか。 | 申請いただいた後は、審査・振込の手続きをいたしますので、しばらくお待ちください。 交付が決定しましたら、通知いたします。 |
| 12 | 申請後の手続きについて | 申請(請求)した支援金の支払時期はいつ頃になりますか。 | 申請受領後、審査し、交付決定の通知後、支払準備をしますので、1ヶ月半程度かかるかと見込としています。 |
| 13 | 申請後の手続きについて | 実績報告や、仕入控除税額の報告は必要ですか。 | 今回は、申請書の提出をもって実績報告とみなすため、申請と別途の実績報告は不要です。 また、対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いた分となるため、仕入控除税額の報告も不用です。 |
| 14 | 対象について | 今回の支援金について、支援の対象となる施設・事業所等を教えてください。 | 今回の支援金は、氷川町内に所在する高齢者施設、事業所を対象としています。 詳細は、交付要綱及び「対象事業所の例示」をご確認ください。 |
| 15 | 対象について | 同一施設で認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けていますが、それぞれ対象施設として申請できますか。 | できません。 認知症対応型共同生活介護の1事業所として申請してください。 ※他のサービスの、介護サービスと介護予防サービスの指定を受けている場合も同様の取り扱いです。 |
| 16 | 対象について | 同一事業所で訪問介護と総合事業の訪問型サービスA事業所の指定を受けていますが、それぞれ対象事業所として申請できますか。 | できません。 訪問介護の1事業所として申請してください。 ※通所型サービスA事業所も同様の取り扱いです。 |
| 17 | 対象について | 同一建物で訪問介護と居宅介護支援事業所の指定を受けていますが、それぞれ対象事業所として申請できますか。 | 介護保険の指定訪問介護事業、指定居宅介護支援事業の設備基準として、それぞれの事業の運営を行うための必要な面積を有する専用の事務室(区画)や打合せスペースが明確に特定されている必要があることから、それぞれ対象事業として申請できます。 |
| 18 | 対象について | 通所系の支援金区分の規模はどのように選択すればいいですか。 | 令和5年9月30日時点での定員数で選択してください。 なお、小規模多機能型の施設は利用定員等によらず「大規模型」を選択してください。 |
| 19 | 対象について | 小規模多機能型居宅介護事業所はどのように申請すればいいですか。 | 小規模多機能型の事業所は、「①区分」で「通所系施設(高齢)」を選んで、該当するサービス種別を選択してください。 なお、訪問、通い、お泊りのそれぞれで申請はできません。通所系の大規模型と同じ支援金額となります。 |
| 20 | 対象について | グループホームの共有部分を使用して認知症型デイサービス(共用型)を行っていますが、認知症対応型デイサービス(共用型)の申請はできますか。 | できません。 共用型のデイサービスは他事業の設備を利用して行われるため、他事業所(質問の場合はグループホーム)の申請と一体としての申請となります。 |
| 21 | 対象について | 同一建物で介護老人福祉施設と併設して10床の短期入所生活介護の指定を受けていますが、それぞれ対象施設・事業所として申請できますか。 | できます。 空床型でない併設型の指定短期入所生活介護事業所は、当該短期入所生活介護事業の運営を行うための専用の設備基準を満たしているため。 |

| | | | |
|----|--------|---|---|
| 22 | 対象について | 短期入所生活(療養)介護事業所のうち、空床利用型が対象とならないのはどうしてですか。 | 空床利用型は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の入所者が定員に満たないときに利用できますが、空所利用型の定員は、特別養護老人ホーム等の定員の内数となっているため、対象外としています。 |
| 22 | 対象について | 介護老人保健施設で、短期入所療養介護のみなし指定を受けていますが、対象事業所として申請できますか。 | できません(介護老人保健施設として一体的に申請)。介護保険法に規定される「定員の遵守」で、利用者を介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数を超えてはならないとなっています。医療機関等で、短期入所療養介護のみなし指定を受けた場合も同じ取扱です。 |
| 23 | 対象について | 養護老人ホームで(地域密着型)特定施設入所者生活介護事業所の指定を受けていますが、それぞれ施設系で申請できますか。どちらかの場合、どちらかで申請すればいいですか。 | 両方を対象に申請できません。(地域密着型)特定施設入所者生活介護事業所で申請してください。軽費老人ホーム、有料老人ホームが(地域密着型)特定施設入所者生活介護事業所の指定を受けている場合も同様の取扱です。 |
| 24 | 対象について | 有料老人ホームが介護保険施設等の半額となっているのはなぜですか。 | 原則として、居宅サービスを併設している有料老人ホームを想定していますが、昼食代は通所介護サービスで補助対象となること、有料老人ホームは介護保険施設のように食費等が公定されておらず、入居者との契約により決定することも可能であること等を総合的に勘案し、介護保険施設の2分の1としています。なお、有料老人ホームは食費等を入居者との契約により決定することが可能ですが、実際の価格転嫁の困難性、有料老人ホームが果たす社会的役割に鑑み、介護保険施設の2分の1を補助対象としています。 |
| 25 | 対象について | サービス付き高齢者向け住宅は、補助金の対象とならないのですか。 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する都道府県知事の登録を受けているサービス付き高齢者向け住宅のうち、「老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム」であるものは、「みなし有料老人ホーム」として当補助金の対象とすることができます。 |
| 26 | 対象について | No.25の「みなし有料老人ホーム」に該当するかについては、どのように確認すればよいのですか。 | 老人福祉法第29条第1項に規定する「①入浴、排せつ若しくは食事の介護、②食事の提供、③洗濯・掃除等の家事の供与、④健康管理の供与」のいずれかを行う施設が対象となります。自施設の「契約締結前に交付する書面(重要事項説明書等)」により確認してください。 |
| 27 | 対象について | 有料老人ホームで(地域密着型)特定施設入所者生活介護事業所の指定を受けている場合は、有料老人ホームではなく、(地域密着型)特定施設入所者生活介護事業所の申請でいいですか。 | サービス種別は、(地域密着型)特定施設入所者生活介護事業所で申請できます。 |
| 28 | その他 | 今後も同様な支援が続きますか。 | 現時点で未定です。 |
| 29 | 申請後 | 5年間保管しておかなければならない証拠書類とは何ですか。 | 町から求めがあった場合、次の書類をいつでも提出できる状況にして保管しておいてください。 ①交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式1)及びデータ等 ②町から交付決定通知書等通知書(様式2) ③「令和5年1月1日から9月30日まで」の光熱水費、食費及び燃料費等の物価高騰に係る上昇分が確認できる書類等(伝票、領収証、口座引落の場合通帳の該当部分等) なお、③については、申請時に提出を求めませんが、施設・事業所等において適切に整備保管するとともに、町から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。 |